

第21回 安来市農業委員会議事録

令和7年3月21日 午後2時00分 第21回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	岩崎 金己君	2 番	添田 俊之君	3 番	新田 徹君	4 番	横山 芳明君
5 番	永塚 知芳君	6 番	足立 仁行君	7 番	北中 宏一君	8 番	木戸 芳己君
9 番	武上 隆雄君	10 番	仲佐 久子君	11 番	北川 正幸君	12 番	新田 里恵君
13 番	塩見 秀雄君	14 番	渡邊 克実君	17 番	吉村 正君	18 番	齋藤 哲君
19 番	渡辺 和則君						

2. 欠席委員

15 番 佐々木吉茂君

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和7年3月21日 1日
日程第 3	議題89号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議題90号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	報第83号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 6	報第84号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 7	報第85号 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するための農地転用届出について
日程第 8	報第86号 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するための農地一時転用届出について
日程第 9	報第87号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第21回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第21回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君

15番 佐々木委員です。

議長：齋藤 哲君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により11番 北川委員、12番 新田委員を指名いたします。

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：齋藤 哲君

日程第3 議題89号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページから4ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、6件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は20メートル、農機具は借用により対応されます。労働力は本人と子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は300メートル農機具はトラクター1台、乗用田植機1台、コンバイン1台、自走式草刈り機1台を所有しています。労働力は本人と妻、子と子の妻の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■です。3番は、営農の拡充による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は車で5分程度、農機具はトラクター2台、草刈り機2台、噴霧器1台を所有しています。労働力は本人と雇用されている方の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■です。4番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約30キロメートル、農機具はトラクター1台を所有しています。労働力は本人のみです。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■です。5番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約150メートル、農機具はトラクター7台、ダンプ4台、モアー2台、ベラー2台を所有しています。家畜は牛100頭を所有しています。労働力は本人と妻、雇用されている方2名の4名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■です。6番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条

第2項各号の規定に関する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約5キロメートル、農機具は耕運機1台、トラクター1台、コンバイン1台、ダンプ1台を所有しています。労働力は本人のみです。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番、5番の案件について14番 渡邊委員お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず1番案件ですが、譲受人ですが、この農地を以前より耕作している農地でございますので、周辺農地等への影響はないと考えます。続きまして5番案件ですが、この譲受人は認定農業者でもあり地区の担い手として頑張っておられます。従いまして周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について17番 吉村委員お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。2番案件についてご説明をいたします。譲渡人は高齢になりまして、耕作が不能となっております対象地につきましては数年放置をされたような状態でございます。どなたか管理をしてくれる方がいないか探しておりました。一方、譲受人につきましては2町歩余りの農地を経営しておりますけれども、さらに規模拡大を図りたいという意向がございまして、第三者の仲介により売買が成立いたしました。この2筆でございますけれども少し高低差がございまして、均す程度で使用するということで、周辺は市道と農道、一部宅地に囲まれておりまして、隣地とも接している部分が少しありますが、高低差、少し均す程度の整地ということで周辺に或いは隣地に与える影響はないというふうに考えています。以上です。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について11番 北川委員お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。3番案件の説明をいたします。譲渡人は昨年まで耕作しておりましたが、病気をされて耕作が出来なくなったということで、譲受人の田んぼがちょうど横にありまして、今回、譲受人の方が貰って耕作をしたいということで話がまとまりました。その為、近隣農地等への影響を与えることはないと思いますので審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番、6番の案件について1番 岩崎委員お願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。4番案件について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、申請地の田畑3筆については、譲渡人の後継者である譲受人への贈与に対する所有権移転でございます。よって申請は妥当だと思いますので各委員の審議をよろしくお願いいたします。続きまして6番案件について説明いたします。譲受人が申請地、新たに干拓地でございますが、今現在、柿の木が植えてあります。将来的に譲受人にあたりましてはイチゴと柿の木と半々の割合で栽培する計画を持っておられます。それに対する収穫の果実は地元市場、直売所等で販売を予定しておられます。また、譲

受人は法人の役員として保育所、高齢者施設の経営を行っておられまして、保育所の子ども、高齢者との交流の場としてふれあい公園としても視野に入れておられます。排水等の地域の取り組みなどや、周辺農地に支障が出ないよう確約されておられまして、許可妥当と思われます。各委員の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。1番から6番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から6番の案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 議題90号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、8ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権33件、面積3万6千144㎡、使用貸借権30件、面積4万4千916㎡、全体で63件、総面積が8万1千060㎡、となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

農林振興課の日向です。今回、詳細は8ページから18ページまでです。今月の利用集積計画はすべて農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 報第83号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
19ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第19条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。20ページから24ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、9件で、相続が9件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第6 報第84号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
25ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。26ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約2件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第7 報第85号電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するための農地転用届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
27ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。28ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、中国電力ネットワークによる鉄塔の設置です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第8 報第86号 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するための農地一時転用届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

29ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。30ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、報第85号の中国電力ネットワークによる鉄塔設置のため、進入路として一時転用を行うものです。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第9 報第87号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

31ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。32ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第21回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時24分)